

【中国語】 青梅市政府网页还提供以上语言: 英语, 普通话, 广东话, 韩语, 西班牙语和德语.
【広東語】 青梅市政府網頁還提供以上語言: 英語, 普通話, 粵語, 韓語, 西班牙語和德語.
【韓国語】 저희 오우메시 홈페이지는 영어, 중국어, 광둥어, 한국어, 스페인어, 독일어로도 볼 수 있습니다.
【ドイツ語】 Die Website der Stadtregierung Ome ist auch erhältlich in: English, Mandarin, Kantonesisch, Koreanisch, Spanisch und Deutsch.

政治家の寄附は禁止

贈らない! 求めない! 受け取らない!
政治家や候補者が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、地域の行事やスポーツ大会などを行う際に、有権者が政治家や候補者に寄附や差し入れを求め

ることも禁止されています。
問い合わせ 市選挙管理委員会事務局



平成29年度明るい選挙推進講演会

平成28年から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、若者の選挙への関心を高めることがますます重要になってきています。本講演会では、都選挙管理委員会が実施した18歳選挙権に対する啓発事例と、若者の投票率等についてお話しします。
日時 3月11日(日) 午後2時30分〜4時
会場 市役所2階204〜206会議室
講師 都選挙管理委員会事務局広報発担当課長 山口敦士氏
定員 先着100人(予約制)
費用無料
申し込み 電話で市選挙管理委員会事務局へ

国民健康保険税の特別徴収仮徴収額決定通知書を送付します

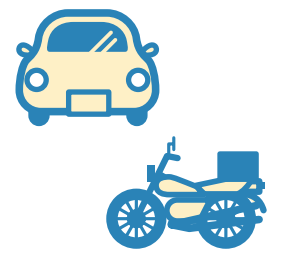
次の方に4月以降の年金から引き落とし(特別徴収)させていただく保険税額をお知らせします。
①すでに年金からの引き落としをしている方で、4月以降も継続となる方
②4月から新たに年金からの引き落としとなる方の引き落としとなる方
3月末日までに決定通知書を送付しますのでご確認ください。
問い合わせ 保険年金課 資格課係

市立総合病院看護補助者募集

応募資格 高卒以上
募集職種 看護補助者
雇用形態 臨時職員
勤務形態 週5日(土・日曜日勤務・夜勤あり)
仕事内容 オムツ交換、入浴介助、用具の洗浄業務等
問い合わせ 総合病院管理課 人事係 ☎22・3191
※土・日曜日、祝日を除く

バイク・軽自動車などの名義変更等、廃車の手続きはお早めに

◆バイク・軽自動車などの名義変更等、廃車の手続きはお早めに
軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車等を所有している方に課税されます。名義変更、住所変更、廃車等をする場合は3月30日(金)までに手続きをしてください。年度末は大変混み合います。早めの手続きをお願いします。



◆手続きが必要な場合
①市外へ転出したが、バイクなどの登録が前住所地のままである。
②譲渡したが名義変更の手続きをしていない。
③バイクなどが盗難、解体などでなくなった。
※車検が切れて乗らなくても、所有している(登録がある)と税金がかかります。乗らない車両は早めに手続きをしましょう。

◆注意!

友人・知人同士でバイクや軽自動車等の譲渡をしたときに、新しい所有者に名義変更を依頼してバイク等を渡したが、名義変更がされないために以前の所有者に課税され続けてしまう、というトラブルがあります。
名義変更の手続きをしてから譲渡することをお勧めします。
問い合わせ 市民税課庶務係

身体が不自由な方などで新たに軽自動車税の減免を受ける方は申請を

身体が不自由な方などが利用する軽自動車など(バイクを含む)は、障害の程度により申請をすることで税金が減免されます。(自動車税の減免を受けている方や、すでに申請している方を除く)
新たに減免申請される方は、5月31日(木)までに手続きをしてください。

◆登録や廃車などの際は軽自動車税の申告もお忘れなく

バイク(125cc超)や軽自動車(三輪・四輪)は、登録、名義変更、廃車手続きのほかに、軽自動車税の申告を

国民年金の切り替え手続きが2年以上遅れたことによる保険料の未納期間がある方の「特例追納」は3月31日まで

この制度は、配偶者の扶養から外れた際に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切り替え手続きが2年以上遅れたことにより、その分の保険料が未納期間となり、年金額が

減るおそれのある方のための特例措置(平成27年2月の第3号被保険者から第1号被保険者への変更は、1日〜30年3月31日までの3年限り)です。
心当たりのある方は、「ねんきん加入者ダイヤル」または「青梅年金事務所」へお問い合わせください。
お問い合わせ先
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004
(050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03・6630・2525)
月々金曜日: 午前8時30分〜午後7時、第2土曜日: 午前9時〜午後3時
※日曜日、祝日(第2土曜日を除く)を除く
※週初の開所日は午後7時まで

国民健康保険「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」の交付申請について

☆「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請(70歳未満の方)
☆「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請(70〜74歳の方)
☆「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請(75〜79歳の方)
☆「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請(80歳以上の方)

この制度は、配偶者の扶養から外れた際に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切り替え手続きが2年以上遅れたことにより、その分の保険料が未納期間となり、年金額が減るおそれのある方のための特例措置(平成27年2月の第3号被保険者から第1号被保険者への変更は、1日〜30年3月31日までの3年限り)です。心当たりのある方は、「ねんきん加入者ダイヤル」または「青梅年金事務所」へお問い合わせください。
お問い合わせ先
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004
(050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03・6630・2525)
月々金曜日: 午前8時30分〜午後7時、第2土曜日: 午前9時〜午後3時
※日曜日、祝日(第2土曜日を除く)を除く
※週初の開所日は午後7時まで

表1 適用区分、自己負担限度額、1食当たりの食事代

Table with 3 columns: 適用区分, 1か月の医療費の自己負担限度額, 入院時の食事代(1食当たり)

※過去1年間の入院日数が91日以上の方で、長期認定を受けた方(要申請)。なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。

表2 適用区分、自己負担限度額、1食当たりの食事代

Table with 3 columns: 適用区分, 1か月の医療費の自己負担限度額, 入院時の食事代(1食当たり)

※過去1年間の入院日数が91日以上の方で、長期認定を受けた方(要申請)。なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。

お問い合わせください。
なおお問い合わせの際は、年金手帳など基礎番号が分かるものを「用意ください」。
問い合わせ
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004
(050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03・6630・2525)
月々金曜日: 午前8時30分〜午後7時、第2土曜日: 午前9時〜午後3時
※日曜日、祝日(第2土曜日を除く)を除く
※週初の開所日は午後7時まで